

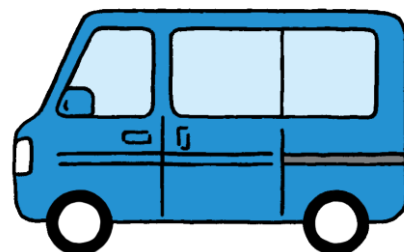
自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の実施マニュアル

概要

貨物軽事業者編

本リーフレットは、貨物軽ドライバーが安全・安心に業務を行うため作成された「一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の概要版として、特に重要な指導・監督すべき点をまとめたものです。

貨物軽事業者の多くは個人事業主ですが、個人事業主であっても、ドライバー自身がしっかりと確認・厳守しましょう。



1

社会を支える輸送のプロとして、 自覚と誇りを持ちましょう



本編：1ページ～

- 貨物軽輸送は、市民に対する物理的・心理的距離が近く、今後も社会的な使命を果たすことが期待されています。
- 貨物軽ドライバーは、**常に思いやりや譲り合いの気持ちを忘れず、油断や過信もせず**、プロドライバーとしての自覚と誇りを持って日々の業務を行いましょう。

2

法令遵守の徹底を！ ドライバー自身も守ります



本編：9ページ～

- 貨物軽自動車による事故は、追突や出会い頭衝突、すれ違い・右左折時の衝突が多いことが特徴です。小回りが利く車だからこそ、住宅街やスクールゾーン、信号のない交差点などを通る機会が多くなり、事故のリスクがあることを理解しましょう。
- **スピード厳守だけではなく、一時停止や歩行者・自転車の確認を怠らない、携帯電話を使用しない、過積載をしない等、交通ルールを遵守**しましょう。
- **貨物軽自動車安全管理者の講習受講・選任、初任運転者等への指導・適性診断の受診、業務の記録・事故の記録の作成、事故報告等**、法令に基づき実施しなければならない事項を確認し、確実に実施しましょう。

3

簡単に運転できる車と思わないで！ 車両特性に合わせた運転をしましょう



本編：27ページ～

- 小さくて軽い貨物軽自動車は、スピードや横風、積載物の影響を受けやすく、走行が不安定になりやすいという特性があります。
- 例えば**スピードを出しすぎない、特にカーブには十分に減速したうえで進入する、積載物の重心を低くする、急加速・急減速・急ハンドルなど「急のつく運転」は避ける**など、安定した走行を心がけましょう。

4

その積載、本当に大丈夫？ 積載方法や積載量をちゃんと確認しましょう



本編：34ページ～

- 軽自動車の**最大積載量を超えた積載は禁止**です。
- 偏荷重や荷崩れ防止のため、**積載物の偏った配置をしない、積載物の長さ・幅・高さは制限を超えない、重い荷物ほど下方に積載する**など正しい積付け・固縛の方法を確認・徹底しましょう。
- 配達業務を伴う運行の多い貨物軽輸送ですが、配達効率だけでなく、**視界を遮らない積載、軽く小さい積載物は大きな箱にまとめて輸送する**など、ドライバーや積載物の安全を守る積載を行いましょう。

5

日頃から情報収集を行い、 安全な経路を選択しましょう



本編：51ページ～

- 安全な運行のためには、事前に経路に関する情報を把握し、安全な経路を選択する必要があります。
- 当日の天候、事故やヒヤリハットの多い場所について確認するなど、日頃から情報収集を心がけましょう。
- 情報収集には、**各都道府県警が作成する「交通事故発生マップ」の活用やドライバー同士での情報交換**が有効です。

6

安全な輸送には、**ドライバーの健康が大前提** 労働時間の基準を守りましょう



本編：81ページ～

- ドライバーの拘束時間は**1日13時間以内が原則**です。**連続運転時間は4時間まで、1日の運転時間は2日平均で9時間以内**と規定されています。個人事業主でも労働時間等は必ず守りましょう。
- 過労運転防止のため労働時間・休息时间・拘束時間等を確認したうえで運行計画を立てましょう。
- 疲労・疾病を防止するために、労働時間等の遵守の他、健康診断の受診、生活習慣の見直しやストレスチェックも欠かさずに行うことが有効です。

7

急いでいるときほど注意を！ 配達ばかり考えてしまっていないですか？

本編：57ページ～
97ページ～

- 貨物軽輸送は配達業務を伴う運行が多いですが、**運転をしながらの伝票やスマホの確認、通話などの「ながら運転」は絶対にしない**ようにしましょう。
- 「**右左折先に歩行者がいるかもしれない」「陰から自転車が飛び出してくるかもしれない」「車両の陰に子供が隠れているかもしれない**」など、常に「**かもしれない運転**」を心がけることが重要です。
- 鍵の閉め忘れ、配達時の転倒、ドアやリアハッチの開閉時の巻き込みなど、降車後も気を緩めず注意してください。

詳細はこちらから

実施マニュアル（本編）
が確認できます。